

○ 関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十六年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号）
 次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改正後	改正前
別表（第二条関係） 「一〽三 略」 三の二 内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省 「四〽九十三 略」	別表（第二条関係） 「一〽三 同上」 「号を加える。」 「四〽九十三 同上」
備考 表中の「」の記載は注記である。	